

小浜市犯罪被害者等見舞金の支給に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、小浜市犯罪被害者等支援条例（令和7年小浜市条例第7号。以下「条例」という。）第7条の規定による見舞金の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪行為 日本国内または日本国外にある日本船舶もしくは日本航空機内において行われた人の生命または身体を害する罪に当たる行為（刑法（明治40年法律第45号）第37条第1項本文、第39条第1項または第41条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第35条または第36条第1項の規定により罰せられない行為および過失による行為を除く。）をいう。なお、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成25年法律第86号）第2条および第3条に規定する危険運転致死傷罪を含むものとする。
- (2) 犯罪被害 犯罪行為による生命または身体に対する被害をいう。
- (3) 犯罪被害者 犯罪被害を受けた者をいう。
- (4) 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者およびその家族または遺族をいう。
- (5) 重傷病 犯罪行為による負傷または疾病に係る身体の被害であって、当該負傷または疾病の療養期間が1か月以上で、かつ、入院3日以上を要する（精神疾患である場合は、療養期間が1か月以上で、かつ、3日以上の労務に服することができない程度であることを要する。）と医師が診断したものをいう。
- (6) 性犯罪 刑法第177条に規定する不同意性交等、同法第179条第2項に規定する監護者性交等（同法第180条に規定する未遂および同法第39条第1項または第41条の規定により罰せられない行為を含む。）をいう。

(7) 市民 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき小浜市の住民基本台帳に記録されている者およびやむを得ず小浜市の住民基本台帳に記録されずに小浜市内に居住している者をいう。

(8) 犯罪被害の発生を知った日 犯罪被害者が死亡した場合にあっては、その遺族が警察からの教示により犯罪被害による死亡の事実を知った日をいい、犯罪被害者が重傷病を負った場合にあっては、医師により重傷病であると診断された日をいう。

（支給対象者）

第3条 犯罪被害者等見舞金の支給の対象となる者（以下「支給対象者」という。）は、次の各号に掲げる見舞金の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

(1) 遺族見舞金 犯罪行為により死亡した犯罪被害者の第1順位遺族（次条第1項、第2項および第3項の規定による第1順位の遺族をいう。）

(2) 重傷病見舞金 犯罪行為により重傷病を負った犯罪被害者

(3) 性犯罪被害見舞金 犯罪行為により性犯罪の被害を受けた犯罪被害者

2 支給対象者は、当該犯罪行為が行われたときにおいて市民であり、かつ、当該犯罪被害が警察への被害届等により客観的に確認できることができる者とする。

（支給対象者の範囲および順位）

第4条 遺族見舞金の支給対象者は、当該犯罪被害を受けたときにおいて、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 犯罪被害者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者または犯罪被害者とパートナーシップの関係にあった者（小浜市パートナーシップ宣誓制度実施要綱の規定による宣誓を行った者およびこれに準じる者として市長が認める者を含む。以下同じ。））

(2) 犯罪被害者の収入によって生計を維持していた世帯における当該犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹（以下「生計維持遺族」という。）

(3) 前号に該当しない犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹

2 遺族見舞金の支給対象となる遺族の順位は、第1項各号に掲げる順序とし、

同項第2号および第3号に掲げる者にあつては、それぞれ当該各号に掲げる順序とする。この場合において、父母については養父母を先順位にし、実父母を後順位とする。ただし、実父および養母または養父および実母が婚姻関係にある場合は、当該父母を同順位とする。

- 3 第1順位遺族となる者が複数あるときは、当該遺族が協議を行い、当該遺族のいずれか1人を代表者として定めなければならない。
- 4 第1順位遺族が当該見舞金の申請をしない場合は、第2順位以降の遺族は、当該見舞金を申請することができない。
- 5 第1項の規定にかかわらず、犯罪被害者を故意に死亡させ、または犯罪被害者の死亡前に、当該犯罪被害者の死亡によって遺族見舞金の給付を受けることができる先順位もしくは同順位となるべき者を故意に死亡させた者は、遺族見舞金の給付を受けることができる遺族としない。

(犯罪被害者等見舞金の額)

第5条 犯罪被害者等見舞金の額は、次のとおりとする。

- (1) 遺族見舞金 40万円
 - (2) 重傷病見舞金 20万円
 - (3) 性犯罪被害見舞金 10万円
- 2 重傷病見舞金または性犯罪被害見舞金の支給を受けた者が、当該見舞金の支給に係る犯罪被害に起因して死亡した場合は、当該死亡した者の第1順位遺族に対し、遺族見舞金を支給する。ただし、その支給額は既に支給した重傷病見舞金または性犯罪被害見舞金の額を控除したものとする。
 - 3 性犯罪により重症病を負った犯罪被害者に対して支給する見舞金については、重傷病見舞金とする。ただし、既に性犯罪被害見舞金の支給を受けている場合は、その支給額は既に支給した性犯罪被害見舞金の額を控除したものとする。

(支援の制限)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、見舞金を支給しないことができる。

- (1) 犯罪被害者等が、他の地方公共団体において同種の見舞金等の支給を受けているとき。

(2) 犯罪行為が行われた時において、犯罪被害者または見舞金の支給対象者と加害者との間に、次のいずれかに該当する親族関係があったとき。ただし、犯罪被害者が18歳未満の者で見舞金を受給する立場にある場合または犯罪被害者が18歳未満であった第1順位遺族（2人以上いる場合はいずれかの者）を監護していた場合は、この限りではない。

ア 夫婦（事実上の婚姻関係と同様の事情にあった者およびパートナーシップの関係にあった者を含む。）

イ 直系血族（親子については、養子縁組の届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にあった者を含む。）

ウ 3親等内の親族

(3) 犯罪被害者または見舞金の支給対象者が犯罪行為を誘発したとき、その他当該犯罪行為につき、犯罪被害者または見舞金の支給対象者に、その責めに帰すべき行為があったとき。

(4) 犯罪被害者または見舞金の支給対象者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号および第6号に規定する暴力団、暴力団員のほか、暴力団、暴力団員に協力し、もしくは関与する等密接な関係を有する者であったとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、犯罪被害者等と加害者との関係その他の事情から判断して、見舞金を支給することにより加害者が財産上の利益を受けるおそれがある場合など、見舞金を支給することが社会通念上適切でないと認められるとき。

（見舞金の申請）

第7条 見舞金の支給を受けようとする者は、小浜市犯罪被害者等見舞金支給申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）により、市長に申請しなければならない。

2 遺族見舞金の支給を受けようとする者（以下「遺族見舞金申請者」という。）は、申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、それらの書類により証明すべき事実を市が保有する公簿等で確認できるときは、その書類の添付を省略することができる。

(1) 犯罪被害者の死亡診断書または死体検案書その他当該被害者の死亡の事

実および死亡の年月日を証明することができる書類の写し

(2) 遺族見舞金申請者が、当該犯罪行為の行われたときに市民であったことを証明する書類

(3) 犯罪被害者との続柄を証する戸籍の謄本または抄本その他の地方公共団体の長が発行する証明書

(4) 遺族見舞金申請者が犯罪被害者と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者またはパートナーシップの関係にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類

(5) 遺族見舞金申請者が生計維持遺族であるときは、当該犯罪行為が行われたときに犯罪被害者の収入によって生計を維持していた事実を認めることができる書類

(6) 遺族見舞金の支給を受けることができる遺族が2人以上あるときは、小浜市犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金）受給代表者決定申告書（様式第2号）

(7) その他市長が必要と認める書類

3 重傷病見舞金の支給を受けようとする者（以下「重傷病見舞金申請者」という。）は、申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、それらの書類により証明すべき事実を市が保有する公簿等で確認できるときは、その書類の添付を省略することができる。

(1) 重傷病に該当することが証明できる医師の診断書

(2) 重傷病見舞金申請者が、当該犯罪行為の行われたときに市民であったことを証明する書類

(3) その他市長が必要と認める書類

4 性犯罪被害見舞金の支給を受けようとする者（以下「性犯罪被害見舞金申請者」という。）は、申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、それらの書類により証明すべき事実を市が保有する公簿等で確認できるときは、その書類の添付を省略することができる。

(1) 性犯罪被害見舞金申請者が、当該犯罪行為の行われたときに市民であったことを証明する書類

(2) その他市長が必要と認める書類

- 5 前4項の規定にかかわらず、見舞金の支給を受けようとする者が未成年または負傷もしくは疾病等により申請書を提出することが困難であると市長が認めた場合は、その家族が代理として申請を行うことができる。

(申請の期限)

第8条 前条の規定による申請の期限は、犯罪被害の発生を知った日から2年を経過したとき、または犯罪被害を受けた日から7年を経過したときとする。

- 2 重傷病見舞金または性犯罪被害見舞金の給付を受けた者が、当該犯罪行為が原因で死亡し、遺族見舞金の申請をする場合の期限は、犯罪被害者が死亡した日から2年を経過したときとする。

- 3 前2項の規定にかかわらず、当該犯罪行為の加害者により身体の一部を不当に拘束される等やむを得ない理由により前2項の申請期間を経過したときは、その理由がやんだ日から6月以内に限り、当該申請を行うことができる。

(支給の決定)

第9条 市長は、第7条による申請があったときは、その内容を審査のうえ、見舞金の支給の可否を決定し、小浜市犯罪被害者等見舞金支給決定通知書(様式第3号)または小浜市犯罪被害者等見舞金支給申請却下通知書(様式第4号)により、当該申請を行った者に通知するものとする。

(支給のための措置)

第10条 市長は、前条の決定を行うために必要があると認めるときは、支給対象者その他の関係人に対して、必要な事項を報告させ、もしくは文書その他の物件を提出させ、または小浜市犯罪被害者等見舞金支給に係る照会書(様式第5号)により関係機関等に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

(見舞金の請求)

第11条 第9条の規定により見舞金の支給決定通知を受けた者は、小浜市犯罪被害者等見舞金支給請求書(様式第6号)により、市長に当該見舞金を請求するものとする。

(支給決定の取消し)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当した場合は、第9条に規定する支給の決定を取り消すことができる。

(1) 第6条各号のいずれかに該当していると判明したとき。

(2) 偽りその他不正な手段により、当該支給決定を受けたと認められるとき。

2 市長は、前項の規定により取消しを行った場合は、小浜市犯罪被害者等見舞金支給取消通知書（様式第7号）により、当該申請を行った者に通知するものとする。

（見舞金の返還）

第13条 見舞金の支給を受けた者が、前条第1項の規定により見舞金の支給決定の全部または一部を取り消されたときは、市長が指定する期日までに当該見舞金を返還しなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この規則は、この規則の施行の日以後に行われた犯罪行為について適用する。

様式第1号（第7条関係）

年 月 日

小浜市長 様

(申請者)

住所

ふりがな
氏名

犯罪被害者との続柄

電話番号

小浜市犯罪被害者等見舞金支給申請書

小浜市犯罪被害者等見舞金の支給を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 犯罪被害等について

犯罪被害発生日		年	月	日
犯罪被害発生場所				
犯罪被害者	被害当時の 住所			
	ふりがな			
	氏 名			
	生年月日	年	月	日（被害当時 歳）
犯罪被害の罪名				
被害の状況		☐ 死亡	☐ 重傷病	☐ 性犯罪
取扱警察署等		都道府県（ ） 所 属 名（ ） 届 出 日（ 年 月 日）		
見舞金		☐ 遺族見舞金 4 0 万円 ☐ 重傷病見舞金 2 0 万円 ☐ 性犯罪被害見舞金 1 0 万円		

※ 見舞金の額については、同一の犯罪被害で既に支給した重傷病見舞金または性犯罪被害見舞金がある場合は、既支給額を控除したものとする。

2 見舞金を支給しない場合に関する確認事項

該当する項目の□に✓印を記入してください。

はい いいえ

- ☐ ☐ 他の地方公共団体から同種の見舞金を受給していません。（遺族見舞金の場合は、他の遺族を含む）
- ☐ ☐ 当該犯罪行為が行われたとき、犯罪被害者と加害者、または、申請者と加害者は、親族関係（事実婚、パートナーシップの関係を含む）にありません。
- ☐ ☐ 当該犯罪行為において、犯罪被害者または申請者に、犯罪行為を誘発した等の責めに帰すべき行為はありません。
- ☐ ☐ 犯罪被害者または申請者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号および第6号に規定する暴力団、暴力団員のほか、暴力団、暴力団員に協力し、もしくは関与する等密接な関係を有する者ではありません。
- ☐ ☐ 本申請に関し、偽りその他不正な手段はありません。

3 申請事項に関する調査等への同意

内容を確認し、□に✓印を記入のうえ、署名してください。

- ☐ 見舞金支給の決定のために必要があるときは、市長が申請のあった犯罪被害や犯罪被害者等に関して警察等の関係機関に照会し、同関係機関がこれに回答することに同意します。
- ☐ 見舞金の支給後に、小浜市犯罪被害者等見舞金の支給に関する規則第12条第1項の規定（支給決定の取消し）に該当することが判明した場合、同規則第13条の規定に基づき、支給を受けた見舞金を速やかに返還することに同意します。

確認者

4 代理申請について

申請者（支給対象者）がやむを得ない理由により申請手続きができず、申請者に代わって手続きする場合のみ記載してください。

代理申請者	住 所	
	ふりがな	
	氏名（署名）	
	生年月日	年 月 日
	電話番号	
	申請者との関係	
申請者が申請手続きできない やむを得ない理由		

小浜市長 様

(代表者)

住所

ふりがな
氏名

犯罪被害者との続柄

電話番号

小浜市犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金）受給代表者決定申告書

私が、遺族見舞金の支給対象者である第 1 順位遺族の代表者となったことを
申告します。

記

1 代表者以外の第 1 順位遺族の同意状況

私は、代表者が遺族見舞金を受給することに同意します。		
1	住 所	
	氏 名（署名）	
	犯罪被害者との続柄	
	電話番号	
2	住 所	
	氏 名（署名）	
	犯罪被害者との続柄	
	電話番号	
3	住 所	
	氏 名（署名）	
	犯罪被害者との続柄	
	電話番号	

- 2 代表者以外の第1順位遺族のうち、前記欄に同意の署名ができない者がいる場合は、その人定等と理由（未成年者、所在不明者等）

1	住 所	
	氏 名	
	犯罪被害者との続柄	
	電話番号	
	署名できない理由	
2	住 所	
	氏 名	
	犯罪被害者との続柄	
	電話番号	
	署名できない理由	
3	住 所	
	氏 名	
	犯罪被害者との続柄	
	電話番号	
	署名できない理由	

第 号
年 月 日

様

小浜市長

小浜市犯罪被害者等見舞金支給決定通知書

年 月 日付けで申請のあった小浜市犯罪被害者等見舞金の支給について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 見舞金の種類

_____見舞金

2 見舞金の額

_____円

3 条件

- (1) 小浜市犯罪被害者等見舞金の支給に関する規則第6条の規定により、小浜市が見舞金の支給を行わない場合に該当しないこと。
- (2) 申請内容の偽りその他不正な手段により、当該見舞金の支給決定を受けていないこと。
- (3) 小浜市犯罪被害者等見舞金の支給に関する規則第12条の規定により見舞金の支給決定の取消しを受け、同規則第13条の規定により見舞金の返還命令を受けた場合は、当該返還の期日までに見舞金を返還すること。

様式第4号（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

小浜市長

小浜市犯罪被害者等見舞金支給申請却下通知書

年 月 日付けで申請のあった小浜市犯罪被害者等見舞金について、
下記の理由により申請を却下することと決定したので通知します。

記

1 申請のあった見舞金の種類

_____見舞金

2 申請を却下した理由

様式第 5 号（第 1 0 条関係）

第 号
年 月 日

様

小浜市長

小浜市犯罪被害者等見舞金支給に係る照会書

小浜市犯罪被害者等見舞金の支給審査に必要がありますので、下記の犯罪被害等について回答をお願いしたく照会します。

記

1 照会する犯罪被害等

(1) 犯罪被害者

氏名

住所

生年月日

(2) 申請者

氏名

住所

生年月日

犯罪被害者との続柄

(3) 被害年月日

(4) 被害場所

(5) 罪名

2 照会事項

- (1) 犯罪被害者等の申告内容と被害届等の内容との相違の有無
- (2) 犯罪被害者等と加害者の親族関係の有無
- (3) 犯罪被害者等による犯罪誘発行為等の責めに帰すべき行為の有無
- (4) 犯罪被害者等にかかる暴力団員等の該当の有無
- (5) 福井県犯罪被害者等生活支援金の給付対象としての該当の有無とその理由

3 添付資料

小浜市犯罪被害者等見舞金支給申請書の写し

年 月 日

小浜市長 様

（申請者）
住所
ふりがな
氏名
犯罪被害者との続柄
電話番号

小浜市犯罪被害者等見舞金支給請求書

年 月 日付け 第 号で決定通知がありました小浜市犯罪被害者等見舞金について、下記のとおり請求します。

記

1 見舞金の種類、請求金額
_____見舞金 _____円

2 振込口座

金融機関名	
支店名	
口座種別	
口座番号	
フリガナ	
口座名義人	

※口座名義人は申請者に限る

3 添付書類

小浜市犯罪被害者等見舞金支給決定通知書の写し
振込口座の通帳の写し

様式第7号（第12条関係）

第 号
年 月 日

様

小浜市長

小浜市犯罪被害者等見舞金支給取消通知書

年 月 日付けで支給決定通知した小浜市犯罪被害者等見舞金について、小浜市犯罪被害者等見舞金の支給に関する規則第12条1項の規定により、その支給の取消しを決定したので、下記のとおり通知します。

記

1 取消対象

(1) 支給対象者氏名

(2) 見舞金の種類、支給額

_____見舞金

_____円

2 取消事由

3 備考